

平成5年度 第3回危険物取扱者試験

12月12日(日) 府大で

消防試験研究センター大阪府支部では、平成5年度第3回危険物取扱者試験を12月12日(日)、大阪府立大学で次とおり実施する。

▷試験日 12月12日(日)

乙種4類(午前・午後)

甲種、4類以外の乙種、丙種(午後)

▷試験会場 大阪府立大学(堺市)

▷受付期間 11月18日(木)、19日(金)

▷受付場所 大阪府職員会館(府庁本館西側)

予備講習は大阪、堺、茨木で

予備講習会は、乙種4類及び丙種について、大阪、堺、茨木など6会場で行なわれる。(8頁参照)

第478号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会

編集人 松村光惟

大阪市西区新町1丁目5-7

四つ橋ビル

TEL (531) 9717-5910

定価 1部 60円

なお、今回は甲種予備講習は実施せず、次回(平成6年2月の試験時)に開催の予定である。

大阪市危険物安全協会創立50周年を祝う

大阪市危険物安全協会では、創立50周年を迎え、10月13日、KKRホテルオーサカで記念式典を開催した。

式典は、大阪市消防局新堂衛局長、大阪府消防防災課松下輝男参事、全国危険物安全協会永山正美常務理事、府下各協会長はじめ多数の来賓と関係者約250名出席のもと開催され、大阪市長、大阪市消防局長、大阪市協会長より永年功労役員、事業所に対し感謝状が、また、優良危険物取扱者に対し大阪市消防局長並びに協会長より顕彰が贈られた。

次に、来賓の祝辞、受賞者代表謝辞があり閉式、続いて元朝日放送アナウンサー植草貞夫氏より「斗う男達のドラマ」と題しての記念講演があった。

第2部として、記念パーティーが開催され多数の出席のもと抽選会など行われなどやかな雰囲気のうち終了した。

全国秋の火災予防運動 11月9日~11月15日

今年も、「119番の日」の11月9日から1週間、全国秋の火災予防運動が行なわれる。

この運動は、火災が発生しやすい季節となる季節を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、死傷事故や損失を防ぐことを目的としている。

大阪府及び府下各消防関係機関では、各種消防訓練、催し物等の行事を実施する予定。

(1) 重点目標

- ① 住宅防火対策の推進
- ② 物品販売店舗、旅館・ホテル等不特定多数の者が出入りする防火対象物に係る防火安全対策の徹底
- ③ 社会福祉施設、病院等自力避難が困難な者が多数入所している施設における防火安全対策の徹底
- ④ 地域における防火安全体制の充実

(2) 実施期間

平成5年11月9日(火)~11月15日(月)

=全国統一標語=

「防火の輪 つなげて広げて なくす火事」

危険物取扱者保安講習 受講手続の要領について

① 受講予約の申込書（指定の往復ハガキ：所轄消防署予防係に置いてあります）に希望する会場（第1希望から第4希望まで）を記入して、郵送して下さい。ただし、1事業所において、受講者が複数のときは、（受講日が異なる場合でも）封筒で一括して、送付下さい。そのときは、返信用角封筒（切手貼付）を同封のこと。

- ② 後日、受講申請日、申請場所、講習日等を指定して、返信ハガキで、本人へ通知します。（通知はおおむね受講日の2～3週間前になりますのでご了承下さい）
- ③ 指定された申請日に、申請場所で、申請書（返信ハガキ裏面）に受講手数料（4,700円の大阪府証紙）を貼付して、申請して下さい。（証紙は申請場所で発売）申請書が受理されると、受講券及びテキストを交付します。
- ④ 申請書受付後は、いかなる理由があっても手数料、提出書類は一切返却いたしません。
- ⑤ 平成6年度は、平成6年6月末から開始の予定。

◇11月～2月 保安講習日程◇

◇化学工場関係（3会場）

回数	開催日時（予定）	会 場
51	11月1日(月)午後	大阪府商工会館 大阪市
61	12月6日(月)午後	大阪府商工会館 大阪市
68	2月10日(木)午後	大阪府商工会館 大阪市

◇大阪北港コンビナート関係（1会場）

59	12月1日(水)午後	此花会館 大阪市
----	------------	----------

◇その他・一般（16会場）

※52	11月2日(火)午後	*堺市民会館 堀市
54	11月8日(月)午後	大阪府商工会館 大阪市
※55	11月9日(火)午後	枚方・北河内府民センター 枚方市
56	11月10日(水)午後	吹田メイシアター 吹田市
60	12月2日(木)午後	守口門真商工会議所 門真市
62	12月7日(火)午後	羽曳野・陵南の森総合センター 羽曳野市
63	12月8日(水)午後	大阪府商工会館 大阪市
64	2月3日(木)午後	*堺市民会館 堀市

65	2月7日(月)午後	大阪府商工会館 大阪市
66	2月9日(水)午前	大阪府商工会館 大阪市
67	2月9日(水)午後	大阪府商工会館 大阪市
◎69	2月14日(月)午後	茨木市商工会議所 茨木市
70	2月15日(火)午後	東大阪・弘容ビル 東大阪市
71	2月16日(水)午後	東大阪・弘容ビル 東大阪市
72	2月17日(木)午後	吹田メイシアター 吹田市
73	2月18日(金)午後	大阪府商工会館 大阪市

注1 ◎印会場については、会場の都合により11月末日確定の見込み。

注2 講義時間は3時間です。午前の部、午後の部共それぞれ開講時間は、受講票に記載してあります。（講習会場によって若干異なります。）

注3 会場欄中*印の会場は駐車可。（ただし、堺市民会館は有料。）

注4 ※印会場については、10月22日現在、満席の会場。

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遮隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フローツスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)

株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎358-9467-8

危険物及び指定可燃物

Q & A (その4)

この資料は、自治省消防庁が危険物及び指定可燃物について、関係機関の執務上の参考資料として通達した内容を、大阪市消防局の指導により、まとめたものである。

なお、資料中の略号は、次のとおりであり、また各設問の下に既に通知済みのものについては、その抜粋した通達の年月日及び番号（消防庁通達：消防危、消防局長通達：消危）を（ ）書きで参考のため記載した。

法……………消防法

政令……………危険物の規制に関する政令

規則……………危険物の規制に関する規則

告示……………危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示

第1 危険物

3 規則関係

(規則第1条の3第7項)

問27 規則第42条及び同第43条の基準の例による容器（規則第43条第4項ただし書、告示第68条の6を除く。）であって、収容する物品の通称名、数量及び「火気厳禁」又はこれと同一の意味を有する他の表示を容器の外部に施したものに収納した動植物油を運搬する場合、法第16条の運搬の基準が適用されるのか。

答27 お見込みのとおり。

備考 平成元年3月1日消防危第14号・平成元年3月16日消危第252号参照
(規則第1条の4)

問28 純品で法別表の性質欄に掲げる性状の2以上を有するものについては、法別表の品名欄においてより具体的に掲げられている（有する官能基等の物品の構造的な特徴を明らかにしている。）品名であるのか。

答28 お見込みのとおり。

備考 平成元年3月1日消防危第14号・平成元年3月16日消危第252号参照

4 危険物の試験及び性状に関する省令関係

(附則)

問29 危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成2年自治省令第1号）により、混合物である火薬類については、当分の間、消防法の規制対象外とされることとなったが、

(1) ここでいう混合物とは、いわゆる工業的純品以外のものを意味し、他の物質が意図的に挿入されているものはその混合比率、挿入されている物質の種類を問わず混合物と解してよいのか。

(2) 混合物である火薬類は、消防法の規制対象外となることから、混合物である火薬類と单一化合物である火薬類との混載は認められる解してよいのか。

答29 (1)、(2)お見込みのとおり。

(平成2年3月31日消防危第28号・平成2年4月13日消危第22号)

(別表第6)

問30 危険物の試験及び性状に関する省令（平成元年自治省令第1号）別表第6においてセタ密閉式引火点測定器

ヤマト消火器株式会社が社名を変更し、
ヤマトプロテック株式会社として、
大きくはばたいています。
今後ともよろしくお願ひいたします。



ヤマトプロテック株式会社

東京本社 〒100 東京都港区白金台5-17-2 TEL..(03)446-7151代
本 社 〒537 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL..(06)976-0701代

■営業品目 ■ビル防災設備/プラント防災設備/避難・警報設備/家庭用防災機器/各種防災機器/各種消火器
名古屋・札幌・仙台・新潟・大宮・八王子・千葉・横浜・静岡・富山・神戸・尾道・広島・松山・福岡・鹿児島/大阪工場

による引火点測定試験の試験の実施手順について「ロ試料カップの温度を5分間設定温度に保持する。ハ試験炎を点火し、直径4ミリメートルとなるように調整する。ニ5分経過後、開閉器を作動して試験炎を試料カップにのぞかせ元に戻すことを2.5秒間で行う。」と規定されているが、この規定は試料カップを設定温度に5分間保持した後に試験炎を点火し、さらに5分間経過後に開閉器を作動する趣旨と解してよいか。

答30 当該規定は、試料カップを設定温度に5分間保持している間に試験炎を点火し、試料カップを設定温度に5分間保持した後、すぐに開閉器を作動し、試験炎を試料カップにのぞかせるという趣旨である。したがって、試験炎を点火した後、さらに、5分間保持する趣旨ではない。なお、同令別表第11号に規定するセタ密閉式引火点測定器による引火点測定試験においても同様である。
(平成元年12月21日消防危第114号・平成2年1月10日消防危第241号)

5 危険物の性状確認、判定及び確認試験関係

(確認試験等)

問31 当該物品が危険物に該当するか否か等を確認するために行う試験（確認試験）は、平成元年2月23日消防危第11号（平成元年3月14日消危第250号）第3の事項に留意の上、同通達別添1に示す確認試験方法により、また液状を確認する方法、混合物の沸点を測定する方法、発火点を確認する方法、動粘度を測定する方法、可燃性液体量を測定する方法及び燃焼点を測定する方法についても、同様の考え方により同通達別添2に示す方法により実施することとしてよいか。

答31 差し支えない。

備考 平成元年2月23日消防危第11号・平成元年3月14日消危第250号参照。

（危険物の性状確認）

問32 危険物の性状はどのように確認するのか。

答32 従来と同様に、提出資料により確認されたい。

（平成元年7月4日消防危第64号・平成元年8月18日消危第123号）

備考 大阪市危険物等規制規則（昭和53年大阪市規則第106号）第3条及び第17条の2に規定する危険物の性状を示す書類については、原則として次によること

(1) 確認試験結果報告書のうち必要なもの

(2) 危険物保安技術協会が発行した危険物データベース登録確認書

（平成2年6月8日消危第77号）

(1)の確認結果報告書は、平成5年3月24日消防危第21号・平成5年4月6日消危第4号による。

なお、当該書類を提出しなければならないのは、設置許可申請の場合は全ての物品及び変更許可申請又は危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更届出の場合は変更する物品に限られるものであり、また塗料類等の多品種にわたるものにあっては、同一品名のうち代表する物品の書類をもって足りることとする。

（平成2年10月17日消危第190号）

（政令第1条の4）

問33 法別表第2類の項第8号及び第9号の品名に該当する物品について、小ガス炎着火試験において「10秒以内に着火し、かつ、燃焼を継続し」、セタ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験において「引火点が40℃未満」である場合は、いずれの品名の危険物と判断するのか。

答33 設問の物品については、法別表第2類の項第8号の危険物とする。

（平成2年3月31日消防危第28号・平成2年4月13日消危第22号）

備考 指定数量の少ない、より危険性の高い品名に該当さ

MORITA
森田ポンプ株式会社
本社 〒544 大阪市生野区小路東5丁目5番20号 TEL 06(758)9723

MORITAが誇る
先進の技術を駆使した
ツインジェット推進ポンプ搭載の
小型消防救助艇

せたものと思われる。

(政令第1条の8)

問34 硝酸一硫酸の混酸で、第6類の燃焼時間を測定する試験を行うに当たり、木粉の円錐形たい植物に注ぐと、ニクロム線で点火をする前に燃焼を開始してしまうものがあるが、このような物品については、政令第1条の8第2項に定める性状を有するものとみなしてよいか。

答34 お見込みのとおり。

(平成2年3月31日消防危第28号・平成2年4月13日消危第22号)

(性状確認)

問35 既往のデータにより、物品の性状を判断しても差し支えない場合があれば、御教示願いたい。

答35 当該物品を構成する成分及び各成分の含有率が特定されており、かつ、次のいずれかに該当する場合には、原則として、既往のデータから物品の性状を判断して差し支えない。

1 物品を構成するすべての成分についてその性状が明らかな場合

(1) 物品を構成するすべての成分が、法別表の品名欄に掲げる同一の品名(第4類の「石油類」に限る。)に属する危険物である場合には、当該物品は当該品名に属する危険物としての性状を有するものとする。

(2) 物品を構成するすべての成分が、政令別表第3の性質欄に掲げる同一の性状を有する場合には、当該物品は当該性質を有するものとする。

(3) 物品を構成するすべての成分が、法別表の同一の類の品名欄に掲げる品名のみに属し、かつ、当該類の性質欄に掲げる性状を有しない場合には当該物品は当該性状を有しないものとする。

2 同一の成分を含有する複数の物品について、その中の特定の成分組成を有する物品の性状が明らかな場合

(1) 一定の成分組成を有する物品の性状が明らかである、例えば、次のような場合

ア 物質A及びその50%水溶液が第一石油類(水溶性)に該当する場合においては、「物質Aの50%以上の水溶液」は第一石油類(水溶性)に該当するものとする。

イ 物質B(第一種酸化性固体)と物質C(第二種酸化性固体)からなる混合物について、物質Bの含有率が50%のものが第二種酸化性固体の性状を示すものである場合においては、「物質Bの含有率が50%未満のもの」は第二種酸化性固体の性状を示すものとする。

(2) 同一の成分から構成され、各成分の含有率が異なる二つの物品が政令別表第3の性質欄に掲げる同一の性状を有し、かつ、成分の含有率がいずれも、一方の物品における成分の含有率と他方の物品における成分の含有率の間にある場合には、当該二物品と同一の性状を有するものとする。

(3) 同一の成分から構成され、各成分の含有率が異なる二つの物品が法別表の品名欄に掲げる同一の品名(第4類の「石油類」に限る。)に属する危険物である場合、成分の含有率がいずれも、一方の物品における成分の含有率と他方の物品における成分の含有率の間にある場合には、当該二物品と同一の品名に属する危険物としての性状を有するものとする。

(平成元年7月4日消防危第64号・平成元年8月18日消危第123号)

(性状確認)

問36 製造技術上、その成分組成に幅を有する同一製品について、例えば

1 物質Aの含有率が50%から52%の水溶液に該当する場合においては、原則として、物質Aの52%水溶液が有する性状をもって当該製品の性状としてよいか。



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備

スプリンクラー設備

ドレンチャーフィルター設備

泡消火設備

ガス消火設備

粉末消火設備

自動火災報知設備

避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただき
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

株式会社 三和商会

本社 大阪市西区京町堀2丁目1番17号
〒550 電話 (06) 443-2456(代)

平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号
〒547 電話 (06) 707-3341



2 物質B（第一種酸化性固体）と物質C（第二種酸化性固体）からなる混合物について、物質Bの含有率が50%から52%の幅を有する場合においては、原則として、物質Bの含有率が52%のものが有する性状をもって、当該製品の性状としてよいか。

答36 1及び2差し支えない。

（平成元年7月4日消防危第64号・平成元年8月18日消危第123号）

（性状確認）

問37 自動車整備工場の廃油タンクには、エンジンオイル、ブレーキオイル、ミッションオイル、デフォイル、洗油等の引火点の異なるオイルの混合物が貯蔵されている。この場合、品名をどのように特定するのか。

答37 最も引火点が低いと考えられる品名とされたい。

（平成2年9月19日消危第159号）

備考 第4類の危険物の品名は、引火点等により判定するため、数種類の品名の危険物を混合し、かつ、その割合が変化するものについては、その都度引火点等を測定しなければならないことになるので、廃油オイルについては、その混合物のうち答の品名にすることとしたものである。

（確認試験の実施）

問38 消防機関は、事業者から確認試験の実施の依頼を受けた場合、行う義務があるのか。

答38 確認試験は、当該物品を貯蔵し、若しくは取り扱い、又は運搬しようとする者が実施するものであり、消防機関にその義務はない。

（平成元年7月4日消防危第64号・平成元年8月18日消危第123号）

備考 大阪市消防学校防災研究係では、鉄管試験を除く全ての類の確認試験を実施している。大阪市火災予防条例第63条、大阪市火災予防条例施行規則第9条の5、手数料については、大阪市手数料条例施行規則別表2を参照

なお、大阪市消防学校以外の公的機関、民間機関においても確認試験を実施しているところがある。

（確認試験）

問39 引火点を測定する試験等について、文献値をもって確認試験の結果としてよいか。

答39 文献値が、政令及び危険物の試験及び性状に関する省令（平成元年自治省令第1号）に規定する試験と同一の試験方法により測定されたものである場合には、お見込みのとおり。

（平成元年7月4日消防危第64号・平成元年8月18日消危第123号）

（次号につづく）

危険物の事故例

樹脂コート剤攪拌中引火し火災

福岡県内の一般取扱所において印刷樹脂コート剤を攪拌中、火花が発生し溶剤に引火し火災となる事故が発生した。

〔事故の概要〕

製図用紙等加工印刷機用溶剤の樹脂コート剤10ℓを製造するため攪拌タンク（ステンレス製 最大容量120ℓ）にマットメジューム、酢酸エチル、硬化剤（いずれも第4類第1石油類）の順に合計15kgの樹脂溶剤を投入し、電動攪拌機のハンドミキサー（ステンレス製羽根）で混合中、突然火花が発生しタンク内の溶剤に引火。さらに近くの印刷機に延焼したが、従業員が直ちに消火したことにより部分焼で消し止めることができた。

作業担当員は危険物取扱者ではなかったが1年以上前から攪拌作業を行っており、いわば熟練作業員であった。ただし、事故時は少量の溶剤製造であったため、ハンドミキ



HATSUMITA

株式会社 初田製作所

大阪本社：〒553 大阪府枚方市招提田辺3-5 TEL. (072) 56-1281㈹
東京本社：〒105 東京都港区芝大門2丁目6-7 TEL. (03) 3434-8541

原点はロスブリベンションです。



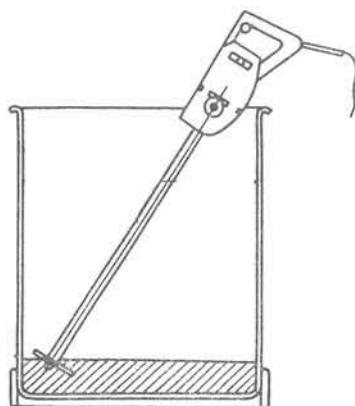
ハツタはあらゆるセーフティニーズにおこたえる企業をめざします

頑固な夢がある。

サーの羽根が十分に溶剤液面下に入らず、液表面より上に出た部分の羽根がタンク内面と接触して衝撃火花が発生し、タンク内の溶剤に引火したものである。

当日の作業状況について

- ① 搅拌作業は常温・常圧で行なわれ、事故時の温度は15~16°Cであった。
- ② 搅拌タンクには使用液面指示のための計装装置・表示等は設けられておらず、また、工場の換気設備はあったが、搅拌作業所周囲には強制換気設備の設置はなかった。
- ③ 従業員は純綿製の作業衣に普通の運動靴で作業を行ない、搅拌タンクにもアースは未設置だった。また、コンクリートにウレタン樹脂を塗った床に、作業の都度ポリエステルフィルムに両面から和紙を張ったシートを敷いていた。



搅拌状況図

(ハンドミキサーの羽根が液面より
(出たところ)で接触した。)

〔問題点及び対策〕

可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスがもれ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこととされている。(危険物の規則に

関する政令第24条)

この事故の場合、熟練した作業員といえ、自らの人力によって回しながら搅拌するハンドミキサーを用いていたこと、また、通常より少ない溶剤の混合であったことから考えれば、搅拌翼が固定された搅拌機の使用等を考慮すべきであった。

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類や方法に応じた作業マニュアル等を事前に作成し、法令に基づく貯蔵又は取扱いをすることが必要である。

なお、当該事故施設として他に、可燃性蒸気が滞留する場所への換気設備の設置や静電気対策をとることが望まれる。

(提供: 全国危険物安全協会)

協会だより

■ 守口門真防火協会 創立40周年記念式典

守口門真防火協会では、創立40周年を迎え、10月20日門真市民文化会館ルミエールホールで、来賓、関係者等220有余名出席のもと、記念式典を開催した。

守口、門真両市長、消防組合議会議長、大危協理事長、大危協東方面部会各協会会长ら来賓20数名と会員が列席して行われた。式典では、会長の感謝状、功労役員、会員事業所等の表彰、続いて、来賓祝辞のあと会長より消防用資器材の寄贈があった。閉式後第2部として、消防音楽隊、幼年消防クラブ参加による防火コンサートが盛大に開催された。

■ 大危協中方面部会開催

中方面部会は10月5日、和歌山県白浜町において本部会石橋会長以下6協会長出席のもと開催。松村専務理事の「最近の危険物法令改正の動向」についての講話、情報交換等が行われた。

全国危険物安全運動推進キャンペーン標語

“危険物 その時その場が 正念場”

危険物取扱者予備講習 ご案内

平成5年度第3回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験予備講習会を開催いたします。

1. 日時・会場

種別	講習日	時間	会場
乙種 4類	1期 11月19日(金)、11月24日(水)	9時30分~16時	大阪府商工会館 (地下鉄本町駅ヨリスグ)
	2期 11月26日(金)、11月29日(月)	9時30分~16時	大阪府商工会館
	3期 11月22日(月)、11月29日(月)	10時~16時30分	堺市民会館 (南海高野線堺東駅ヨリ8分)
	4期 11月16日(火)、11月17日(水)	9時30分~16時	茨木市商工會議所 (茨木駅ヨリ約13分)
	日曜コース 11月14日(日)、11月21日(日) 11月28日(日)	10時~16時30分	大阪科学技術センター (地下鉄四ツ橋線本町駅ヨリ5分)
丙種	12月1日(水)	9時~16時	大阪府商工会館

2. 受付場所と受付日時

①四ツ橋ビル以外は、本会より各所に係員が出張して受付しますので、時間内にお願いします。

②各受付場所とも、各講習会場の受付数を割り当てていますので、満席の節は受付けできませんからご了承下さい。

受付場所	日時
豊中市消防本部内(阪急宝塚線・豊中駅より南へ5分)	豊中防火安全協会 11月11日(木) 午前10:00~11:30
茨木市消防本部内	茨木市災害予防協会 11月11日(木) 午後1:30~4:00
岸和田市消防本部内	岸和田市火災予防協会 11月12日(金) 午前10:00~11:30
堺市高石市消防本部内(南海・湊駅北へ6分・大浜南町)	堺市高石市防災協会連合会 11月12日(金) 午後1:30~4:00
東大阪市西消防署内(近鉄・小坂駅北へ6分)	東大阪市西防火協力会 11月15日(月) 午前10:00~11:30
守口消防署(地下鉄・守口駅前)	守口消防署 11月15日(月) 午後1:30~4:00
四ツ橋ビル8階(地下鉄・四ツ橋駅北2号出口)	(財)大阪府危険物安全協会 11月16日(火) 午前10:00~午後4:00 11月17日(水)

(注) 12:00~13:00までは昼食休憩時間です。

3. 日曜コースの申込方法

日曜コース(定員90名)は電話(06-531-9717)で予約受付、定員に達し次第締切。

4. 会費 (会費には、各テキスト代を含みます) テキスト不要の場合は乙種 各2,000円減額。(テキストは平成5年度用改訂版を使用)

種別	会員	会員外
乙種4類	11,000円	13,000円
乙種(日曜コース)	15,000円	18,000円
丙種	5,000円	6,000円